

公 示 送 達

次の者に係る書類は送達不能につき、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、送達すべき書類は、新城市長が保管しており、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年8月27日

新城市長 下 江 洋 行
(公 印 省 略)

1 送達すべき書類

令和8年度国民健康保険税 納税通知書

2 送達を受けるべき者

氏 名 (名 称)	備考
甲斐 紘志	
以下余白	

3 上記の書類については、告示の日から起算して7日を経過した日に当該書類の送達があったものとみなす。